

西尾市こども計画（案）に対するパブリックコメント結果

1 意見募集期間

令和7年2月6日（木）から3月7日（金）まで

2 計画（案）の閲覧場所

市ホームページ、西尾市役所、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター、一色町公民館、総合福祉センター、保健センター、吉良保健センター、各児童館、各子育て支援センター

3 意見の提出方法

直接提出、郵送、ファックス、電子メール、電子申請

4 提出意見数

109件（大人21名、子ども3名）

5 意見と意見に対する市の考え方（次頁以降記載）

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約及び分割した箇所があります。また、個別案件や個人情報に関するもの、本計画に直接関係のないものなどは記載していません。

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
計画全体	1	<p>この計画について、西尾の子供たちは計画を知っているのか？保護者はどの程度知っているのか？と思いました。西尾市のこの計画の広報はどのように行なっていたのか知りたいです。</p> <p>そして、"こどもがまんなか"ですが、子どもたちの意見は全体の何%で何件だったのか知りたい</p>	<p>第2期西尾市子ども・子育て支援計画については、市ホームページで公開するなど周知に努めていましたが、その周知方法は必ずしも十分ではなかったと思います。そのため、今回策定します「西尾市こども計画」については、より多くの方が知っていただけるよう工夫をしながら周知をしていきます。</p> <p>また、今回の計画の策定にあたり、保護者へのアンケート調査や小中学生へのアンケート、こども・若者ワークショップの開催をし、みなさまの意見を頂戴いたしました。こどもの意見は全体の意見のうち1割程度ですが、計画の基本理念である「こどもが真ん中にいるまち～にしおの未来はこどもがつくる」の実現に向け、今後より一層こども・若者の意見を聴きながら、子育て支援策を推進していきます。</p>
第3章計画の基本的な考え方	2	<p>こども基本法およびこども大綱では、「こどもは権利の主体である」ことを前提に、こども中心の社会を実現するための計画を立案することが求められています。しかし、西尾市のこども計画におけるこども観は、こども基本法の理念を反映したのではなく、こどもを保護される存在として捉えている印象を受けます。また、おとなの視点ばかりの指摘で、こどもの視点が十分に反映されていません。こども基本法は「子どもの社会参画」と「意見の反映」を両輪として進めることを求めています。これらの理念に基づき、計画の再構築をお願いします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策（1）に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p> <p>また、こどもの視点が十分に反映しきれていないというご意見については、確かにまだ不十分だと思いますので、今後こども・若者の意見を聴き、その意見をこども政策に反映できるように努めていきます。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	3	<p>こども基本法第5条では、地方公共団体は「こどもの権利が守られるように施策を策定・実施する責務」を有するとされています。本計画において、こどもの権利を保障する施策はどこに含まれていますか？明確な形で示してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策（1）に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p>
第4章 基本目標1 施策（1） 妊娠・出産期からの切れ目ない支援	4	<p>P42 産後ケア事業について：「出産直後に始まる授乳の悩みに対応するため」とありますが、基本が産後悩んでから・申請してから1週間後からの予約開始は長すぎると思います。許可証のみ事前配布（妊娠8か月アンケートに同封）しておき、産後必要と感じたら電子申請→同時に事業者へ予約申し込み→利用時に許可証を事業者へ提出、としたら、ガイドラインとしても希望後申請なので可能かと思えますし、事業者の空き状況により事業者も選べてタイムロスも少なく、利用許可証・依頼証を送付するコスト削減にもつながるかと思えます。また、出産直後から始まるのは授乳の悩みだけではありません。幅広く利用できることを願います。</p>	<p>産後ケア事業につきましては、令和7年度から事業の運用を一部見直す予定にしております。主な変更内容は、訪問型短時間産後ケアの利用期間を他のサービスの利用期間に統一し、産後1年とすることや利用申し込み後の面談を選択制とすること、利用料の引き下げです。</p> <p>多くの産科医療機関等の実施施設と契約し、利用希望のある全ての方に利用していただくため、利用方法は、電子申請を可能とし、電話等での状況確認後、速やかに利用許可証を交付しています。必要な方には個別対応もしております。利用の流れにつきましてはご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>訪問型短時間産後ケアも統一し、記載内容を、「医療機関等での宿泊、通所、訪問、訪問型短時間産後ケアを通じて必要な保健指導や育児支援を行い、安心して育児ができるよう支援を行います。」に修正します。</p>
施策（3） 地域こども・子育て支援の充実	5	<p>保護者のレスパイト事業 ファミリーサポートとかシルバー人材なども周知。本当に困っている方が無理なく（料金も）使えるシステムがあればいいなあと思います。</p>	<p>ファミリー・サポート・センターの周知については、各保育施設、支援センター、ふれあいセンター、図書館、にしお市民活動センターなどにリーフレットを設置するとともに、各保育施設や支援センターには継続的にポスターの掲示も依頼していきます。また、令和6年度は福祉まつりなどのイベントでリーフレットの配布も行いました。</p> <p>引き続き、市ホームページや公式LINEなどを活用し、広く情報を周知していきます。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	6	<p>子育て支援の土台となる、保育体制整備をお願いいたします！ p.84こども誰でも通園制度について 国から下りてきている内容であることは承知の上ですが、やはり保育現場の体制が厳しいところと思われます。これ以上現場の負担が増えること（通園している子どもたちの心的負担、保育士の業務負担が増える、利用者確保しなければ赤字になるなど）は、市全体の保育の受け皿整備・質向上と逆方向に進みかねないと危惧しています。</p> <p>人材確保には、p.45にある保育士の新規採用のための取り組みも必要ですが、今いる職員が辞めない保育環境となるようにすることが近道ではないでしょうか。新制度にかかる負担とすでに抱えている負担を合わせ、十分に現場の声をきき、本当に必要な保育士数、補助金制度などをしっかりとつけていただきたいと思います。</p> <p>また、計画で触れられていなかったと思いますが、保育体制の整備を第一とした上で、子育て中の親の立場から「育休退園」についても目を向けていただければ嬉しいです。産後の社会復帰や第二子を考える上で、この制度は私にとって大きな障壁でした。どうか目を向けていただき、県内の他市のように撤廃に向けた検討を進めていただければと願います。（3歳未満児保育の拡充もその1つとは思いますが。）</p> <p>一方で、他市から引っ越してきた身としては、西尾市には心の安定した子が多く、地元に住み続ける方も多く、安定したご家庭が多いのではないかなと日頃から感じています。</p> <p>子育てするなら西尾！といえる町に、今後さらに進んでいくよう、土台となる保育の受け皿の整備（職員配置数や処遇改善、運営にかかる助成の拡充等）を思い切って改革していただけたらと願います。以前はフルタイム保育士として勤務していましたが、現在はパートとして週1日程度だけ市内民間園に勤め、傍らで在宅ライターをしています。なぜ好きな保育の仕事を辞めることにしたのか、処遇改善されれば、配置基準が変われば、なぜ保育士を続ける人が増えると言えるのか、興味を持っていただけましたらぜひお話をさせていただきます。</p>	<p>こども誰でも通園制度は、国が全国一律で制度化するものですので西尾市だけ実施しないことはできませんのでご理解ください。</p> <p>働きやすい職場環境のため、無資格保育補助者の雇用や、園の雑務を行う職員の派遣等、保育士資格がなくてもできる業務を分担し、保育士の業務負担軽減を図っています。職員の配置数については、引き続き必要とする保育者確保に努めていきます。</p> <p>3歳児未満の育休退園については、ご家庭での保育が可能と考えられること、また、3歳未満児の入園希望者が増加し続けており、受け入れ枠が不足している状況で、産後休暇終了後も在園可能とするといった対応をとらせていただくことが困難なため、現状の制度変更は現時点では難しいと考えております。育休退園も含め、3歳児未満の入園希望者の増加の対応につきましては、引き続き施設の整備と保育者確保に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	7	<p>1.こども家庭センターの設置について</p> <p>「子育て情報に関する疑問や相談をどこに聞いたらいいかかわからない」「子育てに関する課が複数あり、どこで何を聞いたらいいかかわからない」という母親達からの声もよく聞かれる中、総合窓口ともなる『こども家庭センター』設置は、とても心強い存在かと思えます。今まで、子育てに関することでも担当が複数課にわたっていたため(保育園のことは保育課、子育て支援センターのことや療育(ポップ教室など)については家庭児童支援課、こども食堂のことや児童館のことは子育て支援課、母子保健のことは保健センターなど)聞きにいった課が担当でない場合、ほかの課へ改めて相談に行くことなどを促されることもあり、それが正直負担に感じることもありました。こども家庭センター設置後は、こども家庭センターが取りまとめた様々な情報を提供してくださったり、必要な支援や利用申請に繋がってくださるとい認識であってますか？</p>	<p>こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、すべての妊産婦やこども、子育て世帯に対する相談支援を切れ目なく、漏れなく対応することで、児童虐待への予防的な取り組みや子育て家庭が抱える多様な課題の早期発見・早期対応をすることを目的に設置します。</p> <p>今後は、子育てに関するわかりやすい窓口を検討していくことにより、利用者の方が必要な情報やサポートをスムーズに得られる環境を整えたいと思えます。</p>
	8	<p>3.こども誰でも通園制度の実施について</p> <p>この事業の目的は何ですか？また、その目的を達成するための環境整備として行っていくものが計画されていれば、教えてほしいです。</p>	<p>こども誰でも通園制度は、集団生活の体験などこどもの育ちを支援するというこどものための政策となります。実施場所等の詳細は決まっていますが、制度の本格実施に合わせて令和8年度より受け入れ枠の確保をしていきます。</p>
	9	<p>4.未就園児クラブ(幼稚園)の実施および幼稚園の開放の実施について</p> <p>とても素晴らしい取り組みかと思えます！これらは未就園児を育てる全家庭対象に行われるものという認識であってますか？対象者に向けた告知方法についても教えていただきたいです。</p>	<p>幼稚園で行っている未就園児クラブは、未就園児であれば参加可能となっています。4月を除き毎月行っています。詳細は各園にお問い合わせいただきたいと思います。また、年1回、各園の幼稚園教諭が趣向をこらし、未就園児の親子が触れ合ったり、学んだりできる場を設けています。こちらに関しては、広報にしておいて告知しています。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	10	<p>8.家事代行サービスの実施</p> <p>すでに近隣市では多くの市町村が実施している家事代行サービスですが、この計画では「実施に向け検討する」となっています。具体的に西尾市では何年何月からスタートする予定ですか？また、スタートした際はすぐに乳幼児を育てる全家庭が対象となりますか？他市に比べてかなり遅いスタートとなっている印象です。少しでも早く、かつ、利用しやすい形でスタートすることを望みます。</p> <p>また、今年度実施されていた家事支援についての実践は家庭児童支援課にて行われていたと認識しておりましたが、家事代行は子育て支援課の担当となるということですか？家事支援と家事代行は別のサービスですか？</p>	<p>「家事代行サービス」についてはまだ具体的なことが決まっておりませんが、他市の状況等を見ながらなるべく早く実施できるよう努めてまいります。</p> <p>家庭児童支援課では、虐待リスクの高まりを防ぐことを目的に、支援が必要な家庭に子育て世帯訪問支援事業（家事支援）を実施していきます。今年度官民連携テーマ型提案制度を活用し試行的に取り組み対応可能な業者を募り実施しました。</p>
	11	<p>10.利用者支援事業(基本型)の充実について</p> <p>「充実」となっておりますが、P.74を見ると数の増加は検討されていないように思います。具体的にどのように「充実」を目指されますか？</p> <p>蒲郡市の同事業では毎年報告書も作成され、ホームページから見れるようになっております。こちらを見ると、利用者支援事業では「子育て情報を紙やホームページで紹介」「地域のお祭りにてブース設置し事業を行う」「健診時に事業を行う」「療育教室に出張する」など様々な取り組みがされていることがわかります。(参照：子育てコンシェルジュ 蒲郡市利用者支援事業報告 - 子育てコンシェルジュの部屋 - 愛知県蒲郡市公式ホームページ)</p> <p>このように充実されていくのでしょうか？</p>	<p>令和6年度から、子育て親子にとって身近な場所として地域子育て支援センターやつおもてに開設し、子育ての相談を受け付けており、市内4か所の児童館でも出張相談を行っています。今後は、事業をより充実するために子育て家庭のニーズに寄り添いながら、他の場所での出張相談も検討していきます。また、報告書も作成していきます。</p>
	12	<p>産後などに使える家事代行サービスがないので、家事代行サービスがあればお母さんたちの負担も減る。(他の市は家事代行サービスがある)</p>	<p>「家事代行サービス」についてはまだ具体的なことが決まっておりませんが、他市の状況等を見ながらなるべく早く実施できるよう努めてまいります。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
施策（４）多様な保育サービス等の充実	13	<p>1.保育の質の向上について</p> <p>昨今、「こどもの主体性を尊重する」保育が、西尾市でも実施されているかと思えます。では「職員(保育士)の主体性」については尊重されているのでしょうか？研修は現在様々な場所で無料のものから有料のものまで幅広く全国(オンライン含む)で行われています。市があらかじめ用意した研修だけから選ぶのではなく、保育士自身が主体的に選んだ研修を受けられる環境も難しくない世の中になってきていると感じています。また、「研修を受けない」ということもまた大切な主体性のひとつかと思えます。研修を受けることだけが保育の質の向上につながるとは思えません。保育士自身が主体的に「学びたい」と感じられる環境づくりもまた、保育の質の向上につながるのではないのでしょうか？</p> <p>実際、保育ではこどもの主体性を尊重し「やりたくない」という選択肢も尊重されているように思います。こどもの主体性を伸ばすためにはまずは身近にいる人的環境である保育士が主体的にいきいきと生きることも大切なことのように思います。</p>	<p>保育指針において、保育所職員に求められる専門性として、必要な知識や技能を身に付け、それを磨いていく必要があるだけでなく、人権に配慮した保育を行うためには、その倫理観や人間性も大事であると述べられています。西尾市においても研修への積極的な参加を通して、園全体の保育の質の向上を目指しています。これからも、保育士が主体的に学びたいと思うことができる研修内容や、経験年数に合わせた学びができるよう計画をしていきます。また、雰囲気の良い職場環境の中で保育について語り合い、保育者一人一人が主体的に自分を発揮できるような取り組みをすすめています。</p>
	14	<p>2.保育士等の人材確保</p> <p>新たな人材確保に向けていままでも様々な取り組みをされているかとおもいますが、その成果はどのようでしょうか？また、その成果を踏まえ、新たな施策などは検討されていますか？</p> <p>また、新たな人材を確保することと同じくらい、「今働いている保育士が辞めない」環境づくりも大切かと思えます。退職者をなるべく出さず「西尾市で保育士していてよかった」と思える環境づくりに取り組まれているのでしょうか？取り組まれているようでしたら、具体的にどのようなことか教えていただきたいです。</p>	<p>長時間保育の時間帯に無資格者保育補助の採用を取り入れたことにより、保育士に加えて配置でき、子どもたちに手をかけてあげることが増えています。また、保育士の特例配置を活用して、早朝及び長時間保育担当として、「幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・子育て支援員」等の保育士資格以外の資格を持っている人を募集し、採用につなげています。</p> <p>就職準備金貸付制度は、民間園と会計年度任用職員の内、新卒の新規採用者に向けての事業ですが、保育士確保の成果の一つと捉えています。</p> <p>現在雇用している方たちが継続して働けるよう、事務の軽減、ICTの導入と活用、働きやすい雰囲気の良い職場づくりに努めています。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	15	<p>8.病児・病後児保育の実施 まもなく、現在市内唯一病児保育を行っているエルザの家が閉所します。今後病児保育を実施する施設を増やす予定はありますか？</p>	<p>現在、病児保育の実施施設について調整を進めています。決まり次第市民の皆様にお伝えしていきます。</p>
	16	<p>多様な保育サービスの充実 No.1、2 保育の質の向上、保育士の人材確保において 近年、発達障害、グレーゾーンの子どもたちが増え続け、支援学級等が増える中、小学校はもとより、保育士にも現在の状況とグレーゾーン、発達障害者への知識と対応をより学ぶべきである。感情的に対応することが見られるため、養護教諭が学ぶ内容を共有すべきである。また、保育士の給与が安すぎるため、その改善がなければ、保育士の負担になり質の向上は望めない。保育士の人材確保するためにも給与の見直しが必要である。</p>	<p>障害児保育の研修については、こども一人一人の特性を踏まえた支援を行うことができるよう、保育課で年3～4回実施しています。各園での個別の支援については、保育課及び県の療育支援事業や保健会の臨床心理士による巡回相談があり、適切な支援について助言や指導を受け継続した学びに努めています。また、保育園で行っていた支援を小学校での支援につなげるための取り組みも行っています。</p>
基本目標2 施策（1）学校教育の充実と関係機関の連携・協働	17	<p>No.2社会人や地域の人材の学校への活用において 子どもたちに実際の仕事を見せる、体験する機会をさらに増やし、実際の経験から学ぶ活動を増やすべきである。経験不足からくる自身のなさ、挑戦する・試してみるの意欲の低下、自立心の低下を招いていると感じる。</p>	<p>こどもが自ら挑戦しようとしたり、試してみたりする意欲を高められるような授業づくりに取り組んでまいります。</p>
	18	<p>長期休暇中の子どもたちの居場所作り。給食もなく親が仕事の場合食事が用意されない事もあるのでそういう場合の居場所を作るべきではないかと考えます。民間のボランティアである子ども食堂に頼るのではなく市が主導でやる居場所作りも必要ではないでしょうか？</p>	<p>西尾市こども計画で策定したとおり、こども・若者の意見を聴取しながら、こども・若者本人が居場所と感ずることができると多様な居場所づくりを推進していきます。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
施策（3）いじめなど問題行動の防止	19	<p>こどもが心豊かに育つことで大切なのは、「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」というのは、こどもが心豊かに育つのではなく、大人がなってほしい（都合の良い）育ち方であると思います。</p> <p>こどもが心豊かに育つのはこどもの話をしっかり聞き、子どもの意見を意見として認めることだと思います。子どもの話を聞く、子どもの心からの気持ちが聞ける関係性の構築、人材の育成が出来たらと思います。・・・が、教員不足で、先生方の働き方も大変なのは重々承知なので教員をふやす、サポートの人材をふやすなどできたら（たとえばテスト採点係とか）いいのでは・・・。良い先生もいる一方、子どもの心が潰れるような指導もよく耳にします。</p>	<p>ご意見の通り、こどもが心豊かに育つには、こどもの話をしっかり聞き、子どもの意見を意見として認めることは非常に重要だと考えています。教員がこどもの話をしっかりと聞くことができる環境を整えるためにも、教育をサポートする教育アシスタントをはじめとした市独自の人材の拡充に努め、きめ細やかな教育を推進してまいります。</p>
	20	<p>西尾市こども計画の基本目標の「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という言葉に驚いた。このような考えで、大人たちが子どもに関わっていたら、親も子どももつぶれてしまうと思う。”しつけ”や”教え”という言葉から上から目せんと感じた。これでは子どもの人権を守るための計画だと思えない。</p>	<p>ご意見を踏まえ「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という文言は削除いたします。</p> <p>また、第4章基本目標6施策（1）に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p>
	21	<p>こども計画の問題行動に、不登校を入れるのはとても良くないと思う。</p> <p>不登校はいろいろな理由があるから、それを本人に聞くのが良いと思う。本人が一番親しかった優しい先生に、優しく自分の意見を尊重して聞いて欲しかった。実際は、否定されたり、それは違うと決めつけられたりして、自分の言っていることを全て否定されて、とても嫌な気持ちだった。もう言いたくなくなった。顔見知りの先生で、しっかり自分の意見を聞いてくれる人（否定しない）だったら良いと思う。子どもの権利を大切にしてほしい。</p>	<p>「不登校児童・生徒への対応」は「いじめなどの問題行動の防止」のための取組ではなく、「こどもの居場所づくり」の取組に改めます。一人一人の居場所があり、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮できる学校となるように努めてまいります。</p>
22	<p>不登校は問題行動ではありません。</p>	<p>「不登校児童・生徒への対応」は「いじめなどの問題行動の防止」のための取組ではなく、「こどもの居場所づくり」の取組に改めます。</p>	

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	23	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」の見直し 計画案のP35やP49にある「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という表現は、こどもを下に見る大人目線の考え方であり、こども中心ではありません。不適切だと感じ、気持ち悪さを感じます。どのような意味合いで使われるのか、お聞きしたいです。もしその表現をのこしたいのなら・「家庭で安心して暮らし、学校など多様な学び場で学び、地域で育つ」といったこども目線の表現に変更してください。 	<p>ご意見を踏まえ「家庭でしつけ、学校で教え、地域で育てる」という文言は削除いたします。</p>
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の扱いの見直し P49では、不登校児童・生徒への対応が「いじめなどの問題行動の防止」の枠組みで扱われています。 ・文部科学省は「不登校は問題行動ではない」と明言しており、学校復帰を前提とした支援は不適切です。 ・今の学校における過ごし方が合わなくて不登校になった子供がまるで社会問題があるように社会から見られるのはこども差別です。不登校を子どものSOS、意見表明と捉え、要因を理解し、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにしてください。また、さまざまな場所や方法で学ぶ権利が認められるように学校以外の学び場を提供する支援が必要です。またスクールカウンセラーなどに気軽に相談できる環境を整え、フリースクールなどとの連携など、不登校のこどもを支援する仕組みが必要です。教育機会均等法の理念をよく反映させてほしいです。 	<p>「不登校児童・生徒への対応」は「いじめなどの問題行動の防止」のための取組ではなく、「こどもの居場所づくり」の取組に改めます。一人一人の居場所があり、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮できる学校となるように努めてまいります。</p>
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・校内暴力への対応 ・校内暴力の背景にある要因を分析し、こどもをアドボケートする視点を持つことが必要です。 ・教員による心理的暴力の防止のため、校則や指導方針に関してこどもが意見表明できる仕組みを整え、第三者機関による権利擁護支援を導入してください。 	<p>ご意見の通り、校内暴力を含め、問題行動については、その背景にある要因を分析することが、大変重要であると考えております。その上で、関係機関と連携しながら、根本的な解決を目指してまいります。また、学校における権利擁護支援にも努めてまいります。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
施策（４）有害環境対策の推進	26	<p>有害環境対策の推進</p> <p>SNS等によるいじめ等について、学校で道徳や講演など、話し合う機会を増やす必要がある。同時にメディアリテラシーを学ぶことで、テレビの情報に惑わされることなく、自分で考える機会を増やすべきで、言われたことはやる言われたことしかしない受け身ではなく、能動的に自立心も高まるのではないのか。有害環境対策の推進であれば、電磁波による身体への影響も学ぶべきではないのか。</p>	<p>ご意見の通り、SNS等によるいじめ等について話し合ったり、メディアの情報に惑わされることなく、自分で考える機会を増やしたりすることは、大変重要であると考えております。これまで以上に情報モラル教育の充実に努めてまいります。また、ICT機器による健康被害の防止についても項目に加え、取り組んでまいります。</p>
	27	<p>P49 「施策（４）有害環境対策の推進」の中に、P50性や健康に関する正確な理解の推進があるのはなぜですか。</p> <p>「LGBTQなどについての正確な情報を提供」ということは、その方々をマイノリティと位置付けているからいじめ防止、ということでしょうか。特定の人々を表す表現だけでなく、多様な性の在り方であるSOGIEの概念を学ぶことが自分自身や相手を思いやる気持ちを育むのではないのでしょうか。</p> <p>また、「異性を尊重すること」とありますが、「異性」と表記している時点で認識の偏りがあるかと思えます。正確な理解を広め・推進していく方々が包括的性教育を学ばれるとよいかと思えます。</p>	<p>ご意見を受け、施策(4)は「生命の尊さを学び、一人一人を尊重する態度を育む教育の推進」に変更します。また具体的な取組についても、「自他を尊重する気持ちを育てる教育の推進」と改め、自分自身や相手を思いやる気持ちを育むようにしてまいります。</p>
施策（５）体験学習や地域活動の促進	28	<p>P50 「体験学習や地域活動の促進」の中に、「プレコンセプションケア」が入っているのはなぜでしょうか。プレコンセプションケアも性教育と同様に健康教育かと思えます。可能であれば思春期に入る頃（小中学生）にも必要なことと思えます。大切な健康教育を無理やり既存の施策の中に入れるのではなく、別の施策の枠として取り組まれてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>プレコンセプションケアは子どもたちの未来のために重要な取り組みであると認識しています。そのため、高校生に限らず、ご指摘の小中学生も含む、全ての子どもと保護者に必要な健康教育であると考えております。これらから、記載内容を「子どもと保護者が将来について考え、日々の生活や心身の健康と向き合い、行動ができることを目的に健康教育を実施します。」に修正します。</p> <p>なお、取組の施策としては、学校教育現場だけでなく、様々な機会や部門と連携し取り組むことが必要であるため、「施策（５）体験学習や地域活動の促進」に位置付けたままとします。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
基本目標4 施策（2）障 害児・医療的 ケア児等への 支援の充実	29	<p>2.西尾市療育センターの充実について</p> <p>療育の充実に向けた広域連携の実施にあるように、他市と連携を取り進められていること、とても素晴らしいと感じました。療育というのはとても難しい分野かつ高い専門性が求められる場所かと思います。そのため、よりよい療育環境のために、作業療法士や心理士など様々な分野の専門家が親子に関わることで多岐にわたる支援が行えると考えます。週3～5日在中できる様々な分野の専門家を配置する予定はありますか？</p>	<p>現在保育士以外の専門職は配置していませんが、より安心して相談できる環境の整備として今後検討していきます。</p>
施策（3）ひ とり親家庭・ 生活困窮家庭 の自立支援	30	<p>ひとり親家庭について。</p> <p>近年ひとり親家庭は横ばい？のようですが、物価高の影響や仕事面での心配、収入が少ないなど様々な悩みがあると思います。</p> <p>子ども食堂のPRは少々ボランティア任せな感じでどうなのかと思います。もちろんひとり親家庭の方が利用する事はいい事だと思いますし、うちの子ども食堂利用者の大半がひとり親です。その人たちが頼らずとも生きられるような政策、援助などを市がやるべきではないかと思います。</p> <p>その上で子ども食堂に来て悩みを話したり、ホッと出来る場所になれると良いと考えます。</p> <p>支援が必要だから子ども食堂を利用するのはなにか違ってると思っています。私たちの活動はボランティアなので何もかも支援できるわけではないです。今後は支援する（物を）子ども食堂から居場所（心の面）として子ども食堂を運営していけたらと思っています。</p>	<p>ひとり親家庭や生活困窮家庭の自立支援策として児童扶養手当等の支給や就学援助制度など様々な施策を実施しております。今後も引き続き実施していくとともに、制度を知らなくて申請できなかったということがないよう支援制度の周知に努めます。</p>
施策（2）子 育てと仕事の 両立支援	31	<p>3.長時間保育の実施</p> <p>「11時間を超える長時間保育」は、果たしてこの計画の理念である「こどもが真ん中にあるまち」なんでしょうか？</p> <p>基本目標5 施策(2) 4にある育児休業だけでなく時短勤務を男女ともにとりやすい環境にし、母親だけでなく父親も時短勤務を順番にとるなどの工夫も選択肢に入れられる環境があることが「こどもが真ん中にあるまち」となる1歩につながると思います。</p>	<p>引き続き育児休業制度、子の看護休暇制度、介護休業制度、介護休暇制度等の制度を周知するとともに、実際に取得できるよう事例等の情報提供を行います。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
基本目標 6 施策（1）1 こども・若者が意見を言える機会の提供	32	<p>学校における権利擁護支援の強化に関連して、子供や親が校則や教師の指導に関する意見表明をすることができるよう、第三者の権利擁護支援システムの設置を要望します。このシステムに携わる大人、子供、親、できれば地域の大人まで、子供の権利を学べる取り組みをしてほしいです。</p> <p>このシステムが、子供が自分で意見表明できるようなものであってほしいです。</p>	<p>今回の計画では、こどもや若者が意見を言える機会を提供する施策を進めていきますが、こどもや若者が意見を言いやすい方法については今後検討しながら進めていきます。また、こどもの権利について学べる取り組みについては出前講座等で実施するなど今後検討してまいります。</p> <p>各学校では、児童生徒が「こどもの権利」について学ぶ機会の確保や教職員への啓発活動等に取り組んでおります。生徒の声によって校則についての話し合いが始まり、改正された事例はこれまでもあります。今後も学校における権利擁護支援に努めてまいります。</p>
	33	<p>1.こども・若者が意見を言える機会の提供および2.学生議会の開催について</p> <p>このような場の設置は大変すばらしいことと思います。このような場において大切なのは「意見を言えた」ことの先にある「自分の意見がどうなったのか」だと思います。「言ってよかった」と思える結果でない限り「言っても意味ないなら言うのはやめよう」という心理が働くことは容易に考えられます。「集まった意見をうのみにする」ということではなく、「集まった意見に対して真摯に向きあう」ことが大切だと考えます。自分が言った意見はどのように市で扱われ、「実施できるか」どうか、できないのであれば「なぜ実施できないのか」、意見をいった本人に結果報告することが「真摯に向き合う」ということひいては「意見を言ってよかった」と思い、「もっと意見を言おう」という意識を高め、真の「意見表明をしやすい環境づくり」につながると考えます。</p> <p>このような場で集められたこども達の貴重な意見に対し、結果報告や中間報告などは行われるのでしょうか？</p>	<p>こども・若者が意見を言える機会の提供として、こども・若者の意見を聴く「こども会議」を開催する予定ですが、そこで出された意見については公開する予定です。また、自分たちの意見がどうなったかということを知ることは自分の意見が大切にされたことを実感するために必要だと思うので、どのような形で公開していくか検討してまいります。</p> <p>また、学生議会に寄せられた意見・質問等につきましては、令和5年度開催分から市の取組状況をまとめ、予算措置の有無と事業の実施状況を市ウェブサイトで公開しています。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	34	<p>僕は子供は遊ぶのも勉強のうちだと思います。遊ぶことは大切です。遊んで怪我しても、これから注意して遊ぼうと思えるので勉強です。それも健康に繋がります。こどもの権利を大切にしてください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策(1)に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p>
	35	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの意見収集と反映の不足 本計画の作成にあたり、こどもの意見募集が十分に行われたと言えるでしょうか？ ・こどもに理解できる表現で情報を提供し、意見をまとめる支援をしましたか？ ・アンケートや一度のワークショップだけで、こどもの意見収集として十分でしょうか？ アンケートの内容は十分でしたか。こども基本法第11条では、国や地方自治体が「こども施策に対するこどもの意見の反映の措置」を講じる義務があると明記されています。また、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」においても、こども若者の声を中心に据えて政策を策定することが求められています。再度、こどもの意見をしっかり聞いたうえで、計画を立て直すことを求めます。子ども家庭庁の「自治体子ども計画の策定について」をよく参考にしてください。 	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策(1)に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p> <p>また、こどもの視点が十分に反映しきれていないというご意見については、確かにまだ不十分だと思いますので、今後こども・若者が意見を言いやすい方法を検討し、その意見をこども政策に反映できるように努めていきます。</p>
	36	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの意見表明権の保障と支援 子ども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こどもの意見をより多く反映させるようにしてください。こども基本法にも意見表明支援事業の努力義務が規定されています。市として取り組んでください。 ・こどもが意見を言いやすい環境を整えるために、意見表明をサポートする専門部署（こども課の新設、広報広聴課？）や人材（こどもアドボケイト、こども意見ファシリテーターなど）を設置する。 ・学生議会や年4回のこども会議だけでなく、日常的にこどもの声を支援し、施策に反映させる仕組みを計画に組み込んでください。「こどもの声」、こども相談窓口、不登校相談窓口など。 	

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
前頁の続き	37	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利擁護のための第三者機関の設置 学校での校則や教員の指導によるこどもの権利侵害が深刻化しています。 ・こどもが権利侵害を訴え、意見表明を支援するために、学校の外にこどもの権利に精通した第三者機関を設置してください。 ・心理的暴力の防止やこどもが適切に権利を行使できる環境の整備を求めます。校則や、学校教員による指導において、無力感にとらわれて声を出すことができなくなっている子どもたちが自信を持って自分の気持ちや願いを話せるように、励まし支援し、自ら持つ子どもの権利を使えるようにしてください。 	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策(1)に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p> <p>また、こどもの視点が十分に反映しきれていないというご意見については、確かにまだ不十分だと思いますので、今後こども・若者が意見を言いやすい方法を検討し、その意見をこども政策に反映できるように努めていきます。</p>
	38	<ul style="list-style-type: none"> ・こども中心の「こども課」設置を こども基本法の理念に基づき、「こども課」の設置を求めます。 ・市役所内で、こどもを権利の主体として認識し、市民にも周知する部署を創設する。・これまでの「保護者支援」に偏った施策から転換し、こどもの権利を中心に据えた政策を推進する。民間の権利擁護支援団体とも連携をとり、進めてください。 	
	39	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法の理念の徹底 こども基本法により、こども観は「保護の対象」から「権利の主体」へと180度転換しました。 ・この理念をあらゆる場面で徹底し、こども参加を促進するための具体的な施策を盛り込んでください。 	
	40	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所職員の研修と市民への周知 こども基本法の理解を深めるため、市役所職員全員を対象に研修を実施してください。 ・こどもに関する施策は、すべての部署で関わる可能性があるため、関連部署だけでなく全職員の研修が必要です。 ・こどもの権利について、市民向けの勉強会を開き、広報にしておや子育てガイド、母子手帳、幼稚園・学校・児童クラブなどを通じて周知を図る。また、リーフレットを子ども保護者、その他関係者に配布することがよいと思います。(幸田町のこどもの権利に関する条例のリーフレットなどを参考にしてほしい)保護者や子育て関連者だけでなく、広く社会にも子どもの権利の周知啓発をすることを求めます。 	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策(1)に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p> <p>また、普及啓発方法については先進事例等を参考にするなど、より良い方法を検討し普及啓発に努めてまいります。</p>

該当項目	No.	意見の概要	市の考え方
施策（6）情報提供の充実 こども計画こども版	41	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもへの「こどもの権利」教育とこどもアドボカシーの強化 こども自身が「こどもの権利」を理解し、権利侵害を受け入れずに済むよう、以下の取り組みを求めます。 ・ 学校や広報広聴課などで「こどもの権利」の周知を進める。 ・ こども計画こども版を作成し、こどもに権利を伝える。 ・ こどもアドボカシー、こどもオンブズパーソン）設置を求めます。 	<p>ご意見を踏まえ、第4章基本目標6施策（1）に「こどもの権利」に関する取組を記載し、「こどもの権利」に対する理解を深めることができるようこども・大人に関わらず普及啓発していきます。</p> <p>また今回、こどもが「こどもの権利」や西尾市のこども政策について理解しやすくするために「西尾市こども計画（こども版）」を作成しています。「西尾市こども計画（こども版）」を基に、こどもへの普及啓発にも努めてまいります。</p>